

第2回金峰山少年自然の家整備運営審議会 委員意見等に対する対応について

1 運営体制について

◇意見1（委員）

キャンプや野外活動が青少年の教育に必要であるということが、行政（教育委員会）や学校現場の先生たちに理解していただきたい。その現場が少年自然の家と考えていたので、第1回審議会において、直営を主張した。

運営の民間委託は、先日の視察時に、直営の問題点もわかったので、運営体制がしっかりした事業者の選定ができれば問題ないとする。

◆対応1

事業者の選定においては、基本計画、実施方針、要求水準書に示す業務内容について、本施設に求められる役割・機能が最大限に発揮されるよう、本審議会において、事業者選考基準を作成し、事業参加申込み事業者に対するヒアリング及び書類審査を実施し、事業者選考審査を行い、教育委員会会議で選定する。

実施方針案 P1～20

要求水準書案 P1～3,51～63

◇意見2（委員）

施設の利用拡大は、青少年団体の育成により、利用促進を図る努力をする必要があると思う。

スポーツクラブの活動の必修として、少年の家での野外活動を取り入れるなどの取組を進めていただきたい。

少年の家の利用はあくまでも、学校・青少年団体であり、一般利用やファミリーの利用が目的にならないようお願いする。

少年の家が安宿にならないように。観光やレジャー目的の施設は別に考えるべきと思う。

◇意見3（委員）

観光ニーズに対応した活用

施設の設置目的からして、観光客等の受入れは好ましくないと考える。インバウンドの外国人の受け入れについても、問題があると思う。観光利用を省くことはできないか。

◆対応2・3

施設の基本方針のとおり、青少年の教育を支援するとともに、市民の自然体験活動拠点として再建する。

利用にあたっては、学校利用と一般利用を区分し、小中学校の集団宿泊教室を最優先に利用確保し、学校利用のない期間に、主催事業の実施や広く青少年団体及び市民の利用に供することとしている。

実施方針案 P1,2

要求水準書案 P1,2,51～63

2 施設整備について

◇意見 1（委員）

施設のデザイン

周辺の環境に調和したデザインの施設とするとともに、シンプルで維持管理がしやすい構造とする。雨漏り、窓ふき清掃等

◆対応 1

本施設は、自然環境に配慮した施設整備を行うこととしている。
また、維持管理の要求水準を定める。

実施方針案 P2,15,16

要求水準書案 P14,15,20,47

2 基本計画について

◇意見 1（委員）

基本計画に、青少年団体の現状の項目を設けて過去 20 年間の組織率、団員数の推移を入れる。現状と課題、少年の家の利用実績

◆対応 1

青少年団体の現状と課題及び県内少年の家等の利用実績は調査のうえ、今後の利用促進のために研究します。

◇意見 2（委員）

基本計画の基本方針 4 として、施設運営のチェック体制を加える。

施設運営が設置目的や運営方針に沿って行われているか、チェックを行うため、行政、利用者、専門家を交えた委員会を設置する。

◆対応 2

市と事業者間で、施設の維持管理及び運営全般について、協議を行う協議会を設置する。

また、熊本市立野外教育施設運営協議会において、施設の運営について、施設の設置目的及び運営方針等に沿って運営されているかの協議を行うとともに、モニタリング、利用者アンケート等を実施し、適正かつ効果的な運営がされているかをチェックする。

要求水準書案 P41,54